

名寄警察署からのお知らせ（5月）

- 1 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進
デジタル時代に求められる消費者力とは
悪質商法の被害にあわないためのポイント
「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

- 【う】 うまい話を信用しない！
～うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・～
- 【そ】 そうだんする！
～ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を～
- 【つ】 つられて返事をしない！すぐに契約しない！
～悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます～
- 【き】 きっぱり！はっきり！断る！
～あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！～

2 自転車の安全利用の促進

自転車も 歩行者優先 安全走行

令和5年中、北海道において自転車乗車中に亡くなられた方は7人で、前年よりも5人減少しましたが、自転車に関係する人身事故は1,300件以上発生するなど前年を上回る結果となりました。

(1) 交通ルール・マナーを守る

自転車はこどもから高齢者まで幅広い世代で使用される乗り物ではありますが、交通ルールやマナーを守らなければいけません。

自転車は「軽車両」であり、車の仲間です。信号や停止場所での一時停止、歩行者優先など交通ルールをしっかりと守り、交通事故防止に努めましょう。

(2) ヘルメット着用促進

令和5年4月1日から自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となりました。

頭部の損傷は致命傷となったり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

(3) 自転車動画の紹介

北海道警察では、自転車の交通ルール遵守に関する動画を作成してホームページに掲載しています。是非視聴してください。

YouTube 北海道警察公式チャンネル「再確認！自転車の交通ルール」

(4) 知っていますか？自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為（信号無視、通行禁止違反等）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

